

福岡県公報

平成28年12月16日
第3853号

目次

告示 (第867-879号)

○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	1
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定に関する事項	(建築指導課) ……………	2
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課) ……………	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	6
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	6
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	7
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	7
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) ……………	7
○換地を定めない土地の指定	(農村森林整備課) ……………	7
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	8
○大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出		

○開発行為に関する工事の完了	(中小企業振興課) ……………	8
	(都市計画課) ……………	9
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課) ……………	9
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課) ……………	9
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課) ……………	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	9
○公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課) ……………	10
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) ……………	10
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) ……………	10
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) ……………	10

公安委員会

○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課) ……………	10
○教習指導員審査の実施について	(警察本部運転免許試験課) ……………	12

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集	(医療指導課) ……………	13
------------------------------------	---------------	----

正 誤

○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (平成26年福岡県告示第924号) 中正誤	……………	16
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (平成28年福岡県告示第779号) 中正誤	……………	16

告 示

福岡県告示第867号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	福岡早良線 大野城	前	糸島市川原31番1先から 糸島市川原19番2先まで	24.0 ～ 50.0	190.0
			後	糸島市川原31番1先から 糸島市川原19番2先まで	29.1 ～ 153.2	190.0

福岡県告示第868号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年12月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	大野城線 二丈	糸島市高祖8番18先から 糸島市高祖7番5先まで

福岡県告示第869号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により公示し、平成29年1月16日から施行する。

建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定に関する事項（平成26年5月福岡県告示第492号）は、平成29年1月15日限り廃止する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

中間検査を行う区域	中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模	指定する特定工程	指定する特定工程後の工程	その他特定行政庁が必要と認める事項
福岡県の全域（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く。）	<p>主要構造部（屋根及び階段を除く。）の全部又は一部を木造としたもので住宅の用途に供する建築物（新築に限る）。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 法第6条の4第1項第1号及び第2号に掲げる建築物 法第18条第3項の規定により確認済証の交付を受けた建築物 法第85条第4項及び第5項の規定により許可を受けた建築物 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価を受けた建築物 枠組壁工法、木質プレハブ工法、丸太組構法、CLTパネル工法を用いた建築物及び免震建築物 平成14年6月30日以前に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物 平成14年7月1日から平成17年6月30日までの期間に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物のうち都市計画区域外にあるもの 	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組及び耐力壁工事の工程	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事の工程	なし

福岡県告示第870号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、

同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

1 起業者の名称

大任町

2 事業の種類

子ども広場（仮称）整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

田川郡大任町大字今任原字天ヶ鶴地内

(2) 使用の部分

田川郡大任町大字今任原字天ヶ鶴地内

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である大任町は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成28年度一般会計予算により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、大任町が同町大字今任原字天ヶ鶴地内において、子育て環境の整備と町の魅力の向上を図るため、公園を整備するものである。

大任町において、明治以降主要産業であった石炭産業の衰退とともに人口の減少も徐々に進み、歯止めがかかっていない状況にあり、石炭産業に代わる主要産業が育成できなかったことによって、若年層が近隣都市圏へ流出しており、住民の高齢化と相まって深刻な過疎化が進行している。

大任町では、以上の状況から、平成28年1月に策定した「大任町人口ビジョン・

大任町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、外部からの人口流入を促進し、人口の増加を図るため、子育て世帯への支援と観光交流の促進を打ち出しており、町営住宅の整備や高校生以下の子どもへの医療費の助成、近隣の大学と提携した「おおう未来塾」の創設による教育環境の向上、桜街道や道の駅の整備等の景観及び施設の整備等を行ってきたところであるが、さらなる子育て環境及び町の魅力の向上を図るため、小学校高学年が遊べる場所が少ない町内に、スカイサイクル等の高学年向けの遊具を備えた公園を整備することとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、幅広い年齢層の子どもに遊びの場を提供することができ、子育て世代の関心を高めることに繋がり、子育て世代である若年層の町外への流出の抑制及び町外からの流入が見込まれるとともに、町内外の多くの人々が訪れている「道の駅おおう桜街道親子ふれあい広場」の近隣に整備することによって、既存の施設との一体的な利用による他地域との交流の場としての役割向上等の相乗効果も期待できるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ なお、本件事業に係る起業地は農業振興地域に含まれており、農業振興地域整備計画の変更が必要となるが、福岡県知事からやむを得ないとの意見書を得ており、大任町の土地利用計画との整合性は保たれる。

エ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、利用者の利便性、環境、事業費の面等の観点から3案について検討を行った上で、利用者の利便性が高く、環境が良好であり、事業費も3案中最小となる、社会的、経済的及び技術的に優れる案を採用している。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、大任町では住民の高齢化と相まって深刻な過疎化が進行していること、「大任町人口ビジョン・大任町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられている外部からの人口流入を促進し、人口の増加を図るため、子育て世帯への支援と観光交流の促進のための事業であることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、取用の範囲も、本件事業により恒久的に供される範囲にとどめられており、それ以外の範囲は使用としていることから、取用又は使用の別についても合理的であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、大任町から申請のあった子ども広場（仮称）整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

- 5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所
大任町役場（産業経済課）

福岡県告示第871号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市日向石字仁鳥1352の1、1352の36
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第872号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市江川字猪田ノ迫2311の101、2311の33（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第873号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市佐田字吹谷375、376の1、376の2、378の1、378の2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第874号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市江川字長谷2637の10、2637の16

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第875号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市黒川字廣蔵10の2、138の1、字真竹154の3、字向5276の13、5276の14、5276の16

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第876号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯塚市建花寺字長浦1208の1、1209、1210、1211の1、1211の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長浦1208の1・1209・1211の1・1211の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第877号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市泉河内字セハタ3061の3
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第878号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
糟屋郡須恵町大字佐谷字観音谷625の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字観音谷625の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第879号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川下伊良原字榎谷869、犀川横瀬字荒谷456の1から456の3まで、字丸尾1152
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字立花口字大門763番5及び763番7並びに字谷ノ尾767番5から767番19まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区古門戸町5番1号
株式会社リッツウエル
代表取締役 行武 忠孝

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
糸島市前原土地改良区	平成28年12月5日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業豊前地区（黒土北部工区）において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
豊前市	久路土		1444	畑	550のうち71
豊前市	岸井		527-1	田	175のうち5
豊前市	久路土		1401	田	776のうち8
豊前市	岸井		561	畑	917のうち28.9
豊前市	岸井		428-3	田	658のうち8
豊前市	岸井		413	田	1546のうち8
豊前市	岸井		434	田	2284のうち5
豊前市	久路土		1268	畑	513のうち8
豊前市	久路土		1397	田	615のうち9
豊前市	久路土		1418-1	田	384のうち24
豊前市	久路土		1261	畑	331のうち6
豊前市	岸井		550	田	1699のうち62
豊前市	久路土		1279	畑	586のうち3
豊前市	久路土		1256	畑	492のうち16
豊前市	久路土		1446	畑	586のうち10

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年11月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン南行橋

(2) 所在地 行橋市北泉三丁目3番3号

3 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
行橋サンパル	ゆめタウン南行橋

4 大規模小売店舗を設置する者及び当該店舗大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ユアーズ 代表取締役 根石 紀雄 広島県安芸郡海田町南堀川町4番11号	株式会社ユアーズ 代表取締役 根石 紀雄 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

5 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ユアーズ 他13社	株式会社イズミ 他11社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成28年11月30日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 ゆめタウン南行橋
- (2) 所在地 行橋市北泉三丁目3番3号
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
廃棄物保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
保管施設No.	容量	保管施設No.	容量
No.1	2.43㎡	No.1	廃止
No.2	9.00㎡	No.2	
No.3	12.00㎡	No.3	33.24㎡
No.4	34.56㎡	No.4	24.75㎡
合計	57.99㎡	合計	57.99㎡

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市高来寺字カゴモリ227番3及び227番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市高来寺225番地
笠 春美

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
城井谷土地改良区	平成28年12月6日

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
株式会社城南九州製作所	直方市大字上頓野4200番地20	平成28年12月2日	平成31年12月1日まで

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
暗渠排水事業（筑前地区）	平成26年6月4日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区	平成28年11月24日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

3級基準点測量

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
鞍手郡小竹町大字新多字本入	平成28年11月25日から 平成29年2月22日まで

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大野城市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

福岡都市計画用途地域の変更（平成28年12月1日大野城市告示第95号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大野城市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部

都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

福岡都市計画高度地区の変更（平成28年12月1日大野城市告示第96号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大野城市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月16日

福岡県知事 小川 洋

福岡都市計画地区計画の変更（平成28年12月1日大野城市告示第97号）

公安委員会

福岡県公安委員会告示第337号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成28年12月16日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成29年3月22日（水）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成29年3月23日（木）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

- 3 受検定員
各検定15名
- 4 受検資格
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
- 5 検定の方法
検定は、学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。
- 6 学科試験及び実技試験
- (1) 学科試験
- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 7 検定申請手続等
- (1) 事前（電話）受付期間
平成29年2月20日（月）から同月22日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）
- (2) 受検申請手続期間
事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）
- (3) 受検申請手続場所
- ア 住所地を管轄する警察署

- イ 営業所を管轄する警察署
- (4) 必要書類
- ア 必須書類
- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- イ 必要に応じて添付すべき書類
- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (5) 検定手数料
14,000円
- ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。
また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。
- (6) 申請方法
- ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。
- ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限り。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問合せは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikai.html>）で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第340号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成28年12月16日

福岡県公安委員会

- 1 審査の種類
教習指導員審査
- 2 審査に係る運転免許の種類
法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。
ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及びけん引第二種免許を除く。
- 3 審査の方法
規則第12条に規定する審査方法によって実施する。
- 4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所	審査種別
平成29年1月24日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知 識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 天神第2ビル 福岡県指定自動車学校協会	/
平成29年1月25日（水曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで			
平成29年1月30日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで			
平成29年1月31日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技 能	福岡市城南区田島六丁目12番26号 福岡県自動車学校	普 通 普通第二種
平成29年1月31日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		北九州市八幡西区御開三丁目38番1号 八幡自動車学校	大型・中型 大型特殊 大型二輪・ 普通二輪 けん引 大型第二種 中型第二種

5 審査の申請手続及び受付期間

- (1) 審査の申請手続
 - ア 提出書類
 - 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
 - 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両

面の写し

○ 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許及び中型免許	14,950 円
普通免許	11,800 円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及びけん引免許	9,400 円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,750 円

○ 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成29年1月13日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成29年1月13日（金曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892

雑 報

福岡県医療審議会公告

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定に基づく福岡県保健医療計画の変更に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成28年12月16日

福岡県医療審議会会長 松田 峻一良

1 意見募集の対象となる事案

福岡県地域医療構想（案）（福岡県保健医療計画の一部）

2 事案の要旨

福岡県地域医療構想（案）

第1章 総論

第1節 地域医療構想の背景と目的

第2節 医療計画、高齢者保健福祉計画等と地域医療構想の関係性

第3節 構想区域

第4節 地域医療構想の策定体制

第5節 平成37（2025）年必要病床数等の推計方法と施策の方向性の検討

第2章 福岡県の地域医療構想

第1節 福岡県の医療提供の現状と平成37（2025）年の必要病床数等
第2節 構想区域別
第3章 地域医療構想策定後の取組
第1節 地域医療構想の実現に向けた推進体制
第2節 地域医療構想策定後の取組
資料編
3 事案の閲覧場所等
(1) 福岡県のホームページ（ http://www.pref.fukuoka.lg.jp/ ）
(2) 県民情報センター・県民情報コーナー
・ 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁）
・ 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎）
・ 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎）
・ 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎）
・ 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎）
(3) 県保健福祉環境事務所
・ 筑紫保健福祉環境事務所（大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎）
・ 粕屋保健福祉事務所（糟屋郡粕屋町大字戸原235-7）
・ 糸島保健福祉事務所（糸島市浦志2-3-1 糸島総合庁舎）
・ 宗像・遠賀保健福祉環境事務所（宗像市大字東郷1-2-1 宗像総合庁舎）
・ 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎）
・ 田川保健福祉事務所（田川市大字伊田字松原通り3292-2 田川総合庁舎）
・ 北筑後保健福祉環境事務所（朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎）
・ 南筑後保健福祉環境事務所（柳川市三橋町今古賀8-1 柳川総合庁舎）
・ 京築保健福祉環境事務所（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎）
※ 閲覧期間は平成28年12月22日（木）から平成29年1月20日までです。
※ (1)以外については、利用時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。
※ (3)県保健福祉環境事務所については、総務企画課企画指導係が窓口となります。

4 意見書の提出期間
平成28年12月22日（木）から平成29年1月20日（金）まで（必着）
5 意見書の提出方法
別紙の様式により、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出すること。
6 意見書の提出先
福岡県保健医療介護部医療指導課（医療計画係）
（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
（ファクシミリ）092-643-3277
（電子メール）iryoshido@pref.fukuoka.lg.jp
（問合せ先）092-643-3328

別紙 (意見書様式)

福岡県地域医療構想(案)に対する意見書

住所 (法人等の場合は所在地)	
氏名 (法人等の場合は名称) 連絡先	
勤務先または通学先の所在地 (県外にお住まいの方のみ)	

該当頁番号	章番号	節番号
該当内容((案)文をそのまま記載)		
意見の内容		
意見の理由		
備考		

※ 記入上の注意

- 1 意見の提出については、1項目につき、この様式を1枚使用して、提出してください。
- 2 意見は、できる限り簡潔(400字程度以内)にまとめ、「意見の内容」欄に意見を記載するとともに、その理由を「意見の理由」欄に記載してください。意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- 3 意見は、日本語で記載してください。
- 4 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を該当欄に記載してください。

○ 正 誤

発行 年月日	公 報 番 号	種 類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
26・11・4	3642	告示	924	1		○	上から 4	削除	宗像市田熊	宗像市田熊二丁目
26・11・4	3642	告示	924	1		○	上から 6	削除	宗像市田熊地内	宗像市田熊二丁目及び田熊地内
28・11・4	3841	告示	779	1		○	下から 12	追加	3月3 ^〇 日	3月
28・11・4	3841	告示	779	1		○	下から 2	追加	3月3 ^〇 日	3月